第

3053

뭉

ダァスクラ

1994年1月6日創刊 · 毎日発行

リーダァスクラブFAXニュース

(2006年)平成18年 6月 23日 金曜日

発行所

大阪市中央区平野町3-1-10 Tel:06-6209-7678 株式会社 FPシミュレーション 編集発行人:税理士 三輪 厚二 Fax:06-6209-8145

5,000 円を超える飲食交際費の取扱い

公:1人当たり5,000円以下の飲食費用は、 交際費に含めなくてよいこととなったそうで すが、5,000円を超える飲食費はどのように取 り扱われるのですか?

A:5,000円部分だけを交際費等から除外 することはできず、すべての金額について、 その内容に応じた税務処理をすることになり ます。

【解説】

交際費は原則、損金不算入ですが、1人当 たり5,000円までの飲食費については、今年度 の税制改正で交際費等に含めなくてよいこと となりました。

これは、1人当たり5,000円程度の少額の飲 食費であれば、交際費等の判定をするまでも なく損金算入を認めてもいいのではないかと いうことで設けられたものですから、5,000 円を超える飲食費について5,000円部分だけ を抜き出して、損金算入するということは認 めらません。

5,000円を超える飲食費については、その費 用がどういう内容のものかを判断して、それ が交際費等に該当するのであれば接待交際費、 福利厚生費等に該当するものであれば福利厚 生費、会議費等に該当するものであれば会議 費として処理することになります。

5,000円を超えているものであってもその 内容によっては交際費等にならないものもあ りますので、金額だけでは判断しないように してください。







